バリアフリーぐんま障害者プラン８（案）の概要

■計画の位置付け

障害者計画 (障害者基本法)、障害福祉計画 (障害者総合支援法)、

障害児福祉計画 (児童福祉法)、工賃向上計画 (厚生労働省通知)

を一体化して策定する障害福祉分野の個別基本計画

■計画期間

令和３年度～８年度の６年間

※令和６年度に一部（「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「工賃向上計画」）改定

■基本理念

　全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現

■基本目標

１．お互いの理解の促進、共生社会の実現に向けた取組の推進

２．自己決定の尊重、意思決定の支援、当事者本位の総合的支援

３．安全で安心できる地域づくり

■８つの施策展開

１．　お互いの理解の促進、差別の解消及び権利擁護の推進等

　　　　　お互いの理解の促進、差別解消、権利擁護・虐待防止　等

２．　自立した生活の支援・意思決定支援の推進

　　　　　意思決定支援・情報提供の推進、相談支援体制の整備、障害福祉サービスの充実、人材育成 等

３．　保健・医療体制の充実

　　　　　医療・リハビリテーションの充実、精神保健の充実 等

４．　教育の充実

　　　　　学校教育の充実、教員の専門性の向上　等

５．　文化芸術活動・スポーツ等の振興

　　　　　文化芸術・障害者スポーツの振興、余暇・レク活動充実　等

６．　雇用の拡大・就労の促進

　　　　　雇用の拡大、職場定着支援、施設からの就労と工賃向上　等

７．　情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

　　　　　情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実　等

８．　防災・防犯等の推進と安全・安心な生活環境の整備

　　　　　防災対策、防犯・交通安全、福祉のまちづくり推進 等

バリアフリーぐんま障害者プラン８の全体構成（イメージ）

第１章　総論

第２章　計画の体系

第３章　障害者施策の展開

　　※第３章では、「８つの施策体系」ごとに、障害者施策の展開の基本的方向性を示します。

第４章　障害福祉サービスの見込量・数値目標等

※第４章では、第３章に掲載されている事項のうち障害福祉サービスの提供等に関するものを集約・整理した上で、障害福祉サービスの数値目標や必要見込量等について詳しく示します。

第５章　その他の数値目標

第６章　資 料 編

　　※パブコメ時には省略（「障害のある人に関する統計資料」及び「計画策定の経過」を掲載予定）